

## 「パートナーシップ構築宣言」

当協会は、会員企業の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

会員企業を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、会員企業とその取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

#### a. 企業間の連携

会員企業相互の研鑽・交流を促進する事業や情報提供・相談機能強化の取り組み等を通じて会員企業の連携・ネットワークの拡充を図ります。また、行政や他経済団体等と連携し会員企業に共通する課題の解決に努めます。

#### b. 健康経営に関する取組

会員企業の働き方改革と健康経営の推進を支援するために、働き手のエンゲージメントの向上や健康の維持・増進に資する情報提供やセミナーの開催等に取り組みます。

### 2. 「振興基準」の遵守

会員企業とその取引先において、親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）が遵守され、企業間のパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

#### ① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト增加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

#### ② 手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

#### ③ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書雛形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

#### ④ 働き方改革等に伴う皺寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

### 3. その他

当協会は、会員企業における働き方改革の一層の推進や、多様な人材が働きやすい職場環境の整備を積極的に支援し、地域社会の活性化に貢献できるよう努めます。また、パートナーシップ構築宣言の趣旨を広報し、趣旨に賛同する会員企業の宣言を支援してまいります。

2025年3月3日

一般社団法人静岡県経営者協会 会長 柴田 久